

### 第3次子ども読書活動 推進計画(案) パブリックコメント募集と市民説明会の開催

市では、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、第3次子ども読書活動推進計画(案)を作成しました。この案に対し、市民の皆さんの意見を募集するとともに、市民説明会を開催します。

#### パブリックコメントの募集

実施名称 第3次子ども読書活動推進計画  
対象 市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所や事業所を有する法人またはその他の団体

### 都知事褒賞

#### 団体

##### 小金井市消防団

受賞月日 11月5日  
受賞名 東京都消防褒賞  
功績 団員の教育訓練に力を注ぎ火災予防をはじめ資質の向上に努め、災害活動に積極的に従事し、安全・安心なまちづくりに貢献したことが認められました。

##### 折笠 一寿氏

(小金井市消防団本部分団長)  
住所 桜町3丁目  
受賞月日 11月5日  
受賞名 東京都消防褒賞  
功績 郷土を愛し、永年にわたり消防団員として、市民の生命身体・財産を守り、地域防災の発展に尽力された多大な功績が認められました。

## ごみ減量大作戦!!

### 市長からのお願い

10月27日、浅川清流環境組合の平成27年第2回定例会が東京自治会館で開かれました。

浅川清流環境組合とは、本年7月1日に、日野市、国分寺市および小金井市の可燃ごみを共同処理することを目的に設立された一部事務組合です。同組合の設立により、新可燃ごみ処理施設が日野市石田1丁目に建設され、平成31年度中の稼働に向けて準備が進められています。その後、この施設では約30年間、3市の可燃ごみが処理されることとなります。このことは、私に課せられた市政における最重要課題の一つでした。

思い起こしますと、昭和60年2月、私が市議会議員になる2か月前、既に二枚橋焼却場で新施設の建設が合意されていたにもかかわらず、他市にも第二工場を作るべきとの決議が小金井市議会において全会一致で議決されたことにより、二枚橋衛生組合の構成市であった調布市、府中市は猛反発をし、それ以来約30年にわたって小金井市のごみ処理は不安定な状況が続くことになりました。

その後も、日の出町にあるごみの最終処分場に対し小金井市議会が意見書を提出したことにより、ごみ処理が危機的な状況に陥るなど、結果として多摩地域の各団体からの信頼が大きく揺らぐこととなりました。

そのような中で、二枚橋焼却場閉鎖後の広域支援の交渉は困難を極め苦難の連続でしたが、この窮地を救ってくれたのが長年培ってきた他団体の市長などとの

信頼関係でした。

批判することは簡単ですが、安定した市民生活のためには、安定した市政、他団体からも信頼される市政が何よりも大切です。今後、浅川清流環境組合の運営に対し、施設周辺にお住まいの皆様への配慮を忘れることのないようにするのはもちろん、小金井市は与えられた役割、責任を誠実に果たしていかなければなりません。

これまで小金井市のごみ処理にご理解・ご協力いただいた各施設周辺にお住まいの皆様ならびに多摩地域の各団体の関係者の皆様に心から感謝いたします。

#### 【9月分のごみ排出量報告】

9月分の燃やすごみ1人1日当たり排出量は、302.4gとなり、目標値(281.8g)を20.6g上回る結果となりました。これはレジ袋Lサイズ(約7g)の3枚分に相当します。マイバッグの利用を心がけるなど、発生抑制を第一に、ごみの減量にご協力ください。

「ごみゼロワン小金井」を  
稲葉孝彦

1か月の燃やすごみ地区別  
1人1日当たりの排出量



### 市民説明会の開催

検討結果の公表等 平成28年2月下旬(予定)。意見等に対する個別的回答は行いません。検討を終えたときは、意見等の内容および市の検討結果とその理由を公表します。

配布・閲覧場所等 市役所第二庁舎1階受付、情報公開コーナー(市役所第二庁舎6階)、公民館各館、福祉会館、婦人会館、総合体育館、図書

提出方法 11月20日～12月20日(消印有効)に、住所・氏名・施設名称を明記し、直接、郵送、ファクスまたはホームページ専用フォームで図書館本館へ。

問合せ 図書館本館(〒184-0004本町1-1-32 ☎042-383-1138 FAX 042-384-3728)

開催日時 12月10日(木) 午後1時30分から

開催場所 図書館別館

定員 20人(当日先着順)

申し込み 〇共通〇

## 固定資産税の減額制度

### 耐震改修工事に伴う減額

一定の要件を満たす耐震改修工事を行った既存住宅の翌年度分(通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は、改修後2年度分)の固定資産税(家屋分)を申告により、2分の1減額します。

対象 次のすべての要件を満たす住宅

- ▽ 昭和57年1月1日以前に建てられた住宅
- ▽ 平成18年1月1日～27年12月31日に現行の耐震基準に適合した一定の耐震改修工事を実施したもの
- ▽ 工事費用が50万円超
- ▽ 対象床面積 1戸当たり100平方メートル以上
- ▽ 必要書類 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書(地方公共団体、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任法人が証明したもの)、工事費50万円超を証した領収書等
- ▽ 申告期限 原則改修工事後3か月以内

対象 次のすべての要件を満たす住宅

- ▽ 平成20年1月1日以前に建てられた住宅(賃貸住宅を除く)
- ▽ 平成20年4月1日～28年3月31日に改修工事を実施したもの
- ▽ 次のいずれかで、補助金等を除く自己負担額が50万円超の工事を実施したもの
  - 廊下の拡張、階段の勾配の緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め
- ▽ 次のいずれかの方が居住していること
  - 65歳以上の方(工事完了翌年の1月1日現在)、要介護・要支援の認定を受けている方、障がい認定を受けている方
- ▽ 対象床面積 1戸当たり100平方メートル以上
- ▽ 必要書類 工事明細書など工事の内容が確認できるもの、工事費50万円超を証した領収書、要支援・要介護または障がいの認定を受けている方は介護保険被保険者証または障害者手帳等
- ▽ 申告期限 原則改修工事後3か月以内

### 長期優良住宅建築に伴う減額

一定の要件を満たす長期優良住宅認定を受けた新築住宅について、申告により5年度分(建築確認申請書で3階建て以上の中高層耐火、準耐火住宅と確認できるものは7年度分)の固定資産税(家屋分)を減額します。

対象 次のすべての要件を満たす新築住宅

- ▽ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定される基準に基づき、東京都により認定を受けているもの
- ▽ 平成21年6月4日～28年3月31日に建築されたもの(マンションを含む)
- ▽ 居住面積が50平方メートル以上280平方メートル以下(1戸建て以外の貸家は40平方メートル以上280平方メートル以下)
- ▽ 併用住宅は、居住部分の床面積が家屋の床面積の2分の1以上であること
- ▽ 減額範囲 居住部分の床面積120平方メートル以上を限度として、当該家屋の固定資産税の2分の1を減額

窓の改修工事または窓の改修を併せて行う床・天井・壁の断熱改修工事等、工事の結果、該当部分が新たに省エネ基準に適合するもの

対象床面積 1戸当たり100平方メートル以上

必要書類 熱損失防止改修工事により新たに省エネ基準に適合することを示す証明書(建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任法人が証明したもの)、工事費50万円超を証した領収書等

申告期限 原則改修工事後3か月以内

申請書配布 市資産税課で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

注意事項 新築軽減などの減額措置と同時に適用はできません。(バリアフリー改修工事と省エネ改修工事は、同時に適用できません)

申請方法 市所定の申請書に必要事項を明記し、必要書類を添えて、資産税課家屋係へ。

その他 固定資産税の減額以外にも、住宅改修を支援する次のような制度があります。

- ▽ 木造住宅耐震改修助成金
  - 〇 まちづくり推進課住宅係 ☎042-387-9886
- ▽ 重度障害(下肢または体幹)の方への住宅設備改善支援
  - 〇 自立生活支援課相談支援係 ☎042-387-9884
- ▽ 自立支援のための住宅改修
  - 〇 介護福祉課高齢福祉係 ☎042-387-9843
- ▽ 介護保険制度の住宅改修
  - 〇 介護福祉課介護保険係 ☎042-387-9822
- ▽ 資産税課家屋係(市役所第二庁舎3階) ☎042-387-9821

